

広島県告示第三百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第五百四十四号		
所在地	広島県広島市佐伯区観音台一丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	観音台一丁目二一〇 三六八―四	土砂災害防止の自然発生の原因となる現象の種類
	区域の名称	観音台一丁目二一〇 三六八―四	土砂災害防止の自然発生の原因となる現象の種類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	観音台一丁目二一〇 三六八―四	土砂災害防止の自然発生の原因となる現象の種類
	区域の名称	観音台一丁目二一〇 三六八―四	土砂災害防止の自然発生の原因となる現象の種類